

鋼 船 規 則 檢 査 要 領

H 編

電 氣 設 備

鋼船規則検査要領 H 編

2006 年 第 2 回 一部改正

2006 年 11 月 30 日 達 第 73 号

2006 年 11 月 17 日 技術委員会 審議

ClassNK

財団法人 日本海事協会

2006 年 11 月 30 日 達 第 73 号
鋼船規則検査要領の一部を改正する達

「鋼船規則検査要領」の一部を次のように改正する。

H 編 電気設備

改正その 1

H2 電気設備及びシステム設計

H2.9 ケーブル

H2.9.11 火災に対する考慮

-5.の主文を次のように改める。

-5. 規則 H 編 2.9.11-2.及び-3.において「火災の危険の高い区域」とは、一般に次の場所をいう。

-7.(2)を次のように改める。

(2) 「これらに類似の区画」には、A 類機関区域以外の機関区域を含む。

附 則（改正その 1）

1. この達は、2007 年 1 月 1 日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶(以下、「現存船」という。)にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を現存船に適用することができる。

H3 設備計画

H3.3 非常電気設備

H3.3.2 非常電源装置の容量及び給電時間

-1.中，「船籍国の国内法によって許容される場合に限り，」を削る。

-3.を，次のように改める。

-3. 規則 H 編 3.3.2-2.(4)(c)の規定において，該当するものについて次のとおり取扱うことができる。

(1) 舵角指示器への給電時間は規則 D 編 15.2.6(2)に規定される時間まで低減する。

(2) 総トン数 5,000 トン未満の船舶にあっては，次による。

(a) 次に示す航海設備への給電は要しない。

i) ジャイロコンパス（安全設備規則検査要領 4 編 2.1.1-1.(3)(a)により備えるものを除く。）

ii) 電子プロットング装置

iii) 自動物標追跡装置

iv) 自動衝突予防援助装置

v) 音響測深機

vi) 船速距離計

vii) 衛星航法装置

viii) 音響受信装置

ix) 船首方位伝達装置

x) 船舶自動識別装置

xi) 航海情報記録装置

(b) 航海用レーダに対する給電時間は，3 時間まで低減する。

-4.中，「船籍国の国内法によって許容される場合に限り，」を削る。

附 則 (改正その 2)

1. この達は、2007 年 1 月 1 日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日前に建造契約*が行われた船舶にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

*建造契約とは、IACS Procedural Requirement(PR) No.29(Rev.2)に定義されたものをいう。

IACS PR No.29(Rev.2)

英文 (正)

Unless specified otherwise:

1. The date of “contract for construction” of a vessel is the date on which the contract to build the vessel is signed between the prospective owner and the shipbuilder. This date and the construction numbers (i.e. hull numbers) of all the vessels included in the contract are to be declared to the classification society by the party applying for the assignment of class to a newbuilding.
2. The date of “contract for construction” of a series of sister vessels, including specified optional vessels for which the option is ultimately exercised, is the date on which the contract to build the series is signed between the prospective owner and the shipbuilder.
For the purpose of this Procedural Requirement, a “series of sister vessels” is a series of vessels built to the same approved plans for classification purposes, under a single contract for construction. The optional vessels will be considered part of the same series of sister vessels if the option is exercised not later than 1 year after the contract to build the series was signed.
3. If a contract for construction is later amended to include additional vessels or additional options, the date of “contract for construction” for such vessels is the date on which the amendment to the contract, is signed between the prospective owner and the shipbuilder. The amendment to the contract is to be considered as a “new contract” to which 1. and 2. above apply.

Notes:

1. This Procedural Requirement applies to all IACS Members and Associates.
2. This Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 January 2005.
3. Sister vessels may have minor design alterations provided such alterations do not affect matters related to classification.
4. Revision 2 of this Procedural Requirement is effective for ships “contracted for construction” on or after 1 April 2006.

仮訳

特に規定しない限り、

1. 船舶の「建造契約日」とは、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。なお、この契約日及び契約を交わす全ての船舶の建造番号(船番等)は、新造船に対し船級登録を申込む者によって、船級協会に申告されなければならない。
2. オプションの行使権が契約書に明示されている場合、オプション行使による同型シリーズ船の「建造契約日」は、予定所有者と造船所との間で建造契約のサインが交わされた日をいう。本 Procedural Requirement の適用において、同型シリーズ船とは、船級要件において、1つの契約書に記された同じ承認図面によって建造される船舶をいう。オプションによる建造予定船は、同型シリーズ船の建造契約が結ばれてから1年以内にオプションが行使される場合、同型シリーズ船として扱われる。
3. 建造契約の後に追加の建造船又は追加のオプションを含める契約の変更がなされた場合、建造契約日は予定所有者と造船所との間で契約変更がなされた日をいう。この契約変更は前 1. 及び 2. に対して、「新しい契約」として扱わなければならない。

備考:

1. 本 PR は、全ての IACS メンバー及び準メンバーに適用する。
2. 本 PR は、2005 年 1 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。
3. 同型船は、船級要件を満足することを条件に、若干の設計変更を認められる。
4. 本 PR の Rev.2 は、2006 年 4 月 1 日以降に“建造契約”が行われた船舶に適用する。

H2 電気設備及びシステム設計

H2.9 ケーブル

H2.9.14 ケーブルの支持及び固定

-2.を次のように改める。

-2. 規則 H 編 2.9.14-3.(3)(a)にいう難燃性のものとは、UL94 規格（V-0, V-1, V-2 級）に規定する難燃性試験又はこれと同等以上と認められる試験に合格したものをいう。

附 則（改正その3）

1. この達は、2007 年 4 月 1 日(以下、「施行日」という。)から施行する。
2. 施行日以後に製造中登録検査の申込みをする船舶以外の船舶(以下、「現存船」という。)にあっては、この達による規定にかかわらず、なお従前の例による。
3. 前 2.にかかわらず、船舶の所有者から申込みがあれば、この達による規定を現存船に適用することができる。